

## 令和 8 年矢巾町議会定例会 1 月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (1月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○会議期間の決定	7
○議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部を改正する条例について	8
○議案第 2 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 について	9
○発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例について	1 2
○議案第 3 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 8 号) について	1 5
○議案第 4 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について	1 9
○議案第 5 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算 (第 4 号) について	1 9
○矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件について	2 2
○休 憩	2 9
第 2 号 (1月6日)	
○議事日程	3 1

○本日の会議に付した事件	3 1
○出席議員	3 1
○欠席議員	3 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 1
○職務のために出席した職員	3 2
○再 開	3 3
○議事日程の追加	3 3
○矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置について	3 3
○散 会	3 5
○署 名	3 7

## 議 案 目 次

令和 8 年矢巾町議会定例会 1 月会議

1. 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第 2 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
3. 発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 3 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について
5. 議案第 4 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
6. 議案第 5 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
7. 矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件について
8. 矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置について



令和8年矢巾町議会定例会1月会議議事日程（第1号）

令和8年1月6日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 会議期間の決定
- 第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 8 議案第 4号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第 9 議案第 5号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第10 矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員

15番 昆 秀一 議員

16番 赤丸 秀雄 議員

17番 谷上 知子 議員

18番 廣田 清実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高橋 昌造 君

副 町 長 岩 渕 和 弘 君

未来戦略課長 花 立 孝 美 君

総 務 課 長 田 村 英 典 君

企画財政課長 田中館 和 昭 君

税 務 課 長 飯 塚 新 太 郎 君

町民環境課長 佐々木 美 香 君

福 祉 課 長 菅 原 保 之 君

健康長寿課長 佐々木 智 雄 君

こども家庭  
課 長 村 上 純 弥 君

産業観光課長 村 井 秀 吉 君

道路住宅課長 田 口 征 寛 君

農業委員会  
事 務 局 長 細 越 一 美 君

上下水道課長 吉 岡 律 司 君

会計管理者  
兼 出 納 室 長 水 沼 秀 之 君

教 育 長 岡 田 秀 二 君

学校教育課長  
兼 学 校 給 食  
共 同 調 理 場 所 長 高 橋 雅 明 君

文化スポーツ  
課 長 高 橋 保 君

代表監査委員 高 橋 憲 康 君

農 業 委 員 会  
会 長 佐 藤 俊 孝 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

議会事務局長  
補 佐 千 葉 欣 江 君

主任主事 渋 田 稀 結 君

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

○議長（廣田清実議員） 年頭に当たり、当職から挨拶を申し上げます。

（議長 廣田清実議員 登壇）

○議長（廣田清実議員） 改めまして、新年明けましておめでとうございます。初議会に当たって一言ご挨拶を申し上げます。

高橋町長ほか町当局及び議員各位におかれましては、大きな夢と希望を持って令和8年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

令和6年度から始まった矢巾町第8次総合計画に基づきまして、まちづくりも折り返し地点を経由し、3年目を迎えようとしております。議会といたしましても、今後の計画の推進については、検証し、町当局に対し提言するよう努め、総合計画の目標達成に寄与してまいります。

また、令和6年9月に議会のあり方調査検討特別委員会を立ち上げ、議会議員の成り手不足対策についても検討を進めている中、改めて議会の見える化の重要性を認識したところであります。町民との接点を増やす取組に努め、議員活動に対する町民への理解を図るとともに、引き続き有効に成り手不足対策を検討してまいります。

地方公共団体の意思決定機関として議会に課せられた責任は重く、民意を反映した意思決定ができる議会として、町民の声に真摯に耳を傾け、町議会と町当局が是々非々で活発に議論することで、町民の幸せの構築に寄与してまいりたいと考えております。

結びになりますが、昨年12月8日には青森県東方沖地震が発生し、その後三陸沖後発地震注意報情報が発せられたのも記憶に新しいところであります。被災した方々には、お見舞いを申し上げます。改めて、今年一年が災害もなく、町民の皆さんが幸せを感じることができる年であり、併せて本日ご参会の皆様のご健勝をお祈りいたし、矢巾町議会初議会での挨拶といたします。今年もよろしく願いいたします。

---

○議長（廣田清実議員） 次に、高橋町長よりご挨拶をいただきます。高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田清実議長からお許しをいただきましたので、令和8年矢巾町議会定例会1月会議の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

廣田議長をはじめ議員各位におかれましては、改めて皆さん方に新年明けましておめでとうございます。どうぞ今年もよろしく願いをいたします。そして皆さん方には、昨年中は本当にお世話になりました。どうぞ本年もよろしく願いをいたします。

それで、町当局もそうなのですが、廣田議長さんをはじめ議員各位におかれましては、まずお互い健康第一で、そして何よりも本年はうま年ということではありますが、馬は古くから力強さや躍動、そして前進を象徴するものとされており、物事が勢いよく進み、努力が実を結びやすい年とも言われております。いずれ人間万事塞翁が馬と言われておりますが、いいことも悪いこともあるわけでございますが、みんな力を合わせて町政の運営が前進できるように進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

そして、本年はまさに第8次矢巾町総合計画が目指しております本町の将来像、「新たな活力と変革を実感できるまち」、「ありがとうが行き交う幸せなまち」、そして「豊かな環境を未来へつなぐまち」の実現に向けて、各種事務事業を大きく前進をさせる年であります。

そういった中で、特にも町政運営に当たりましては、町民の皆様寄り添いながら、コミュニティのさらなる活性化と共創、共に創り上げる町民本位のまちづくりを念頭に、議員各位からもいただきましたご提言を大切に、また皆さん方、議長さんをはじめ議員各位の思い、意を体して取り組んでまいりますので、今後とも廣田議長さんをはじめ議員の皆さんにおかれましても、今後とも大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますことをよろしく願いを申し上げます。

結びになりますが、町民の皆さん方にとりまして、この一年がご健勝でご多幸でありますことと、そして廣田議長さんをはじめ議員の皆さん方のこの一年のご活躍を心からご祈念を申し上げまして、私の新年に当たっての挨拶とさせていただきます。

皆さん、今年も一年よろしく願いをいたします。

---

○議長（廣田清実議員） ただいまから令和8年矢巾町議会定例会を開会いたします。

これより1月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで前に傍聴者の方々から言われたことがあります、私からお願いいたしますけれども、発言に対しては、はっきり聞こえるようマスクを外し、マイクが声を拾いやすいように上げて、しっかり声を出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

1番 高橋 恵 議員

2番 高橋 敬太 議員

3番 横澤 駿一 議員

の3名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、令和7年12月24日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月28日までの357日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月28日までの357日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第3、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日開催の1月会議の会議期間は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、1月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

---

日程第4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和7年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員及び特定任期付職員の給料等について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職の職員及び企業職員の給料月額を平均で3.7%、期末手当の支給月数を年間2.5月分から2.525月に、勤勉手当の支給月数を年間2.1月分から2.125月分にそれぞれ引き上げるほか、特定任期付職員の給料月額を1万3,000円から最大で1万9,000円、期末手当の支給月数を年間3.45月分から3.5月分にそれぞれ引き上げるものであります。

また、通勤手当の支給額につきまして、使用距離の区分により増額をし、200円から最大7,100円まで、宿日直手当につきましては、日直勤務1回につき300円、宿直勤務1回につき450円、それぞれ引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長(廣田清実議員) 日程第5、議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和7年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の特別職の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の特別職の期末手当の支給月数を年間3.45月分から3.5月分に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 特別職の職員の期末手当の原資は一体何でしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

一般財源になります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） つまり町民の納めていただいた税金ということでよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

昆秀一議員。反対討論でよろしいですね。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論いたします。

本議案は、町長及び副町長など、いわゆる特別職の期末手当、すなわち世間一般で言われるボーナスを引き上げることを目的とした議案であります。まず、町民の皆様が、この事実をどれほど認識し、そして納得されるのか、その点が強く問われるところであります。特別職は、町政運営の最高責任者であり、町民から強い負託と権限を与えられた立場にあります。だからこそ、その処遇については、一般職以上に厳格な説明責任と自制が求められています。その特別職の期末手当を引き上げるという判断が、今の町民感情に照らして果たして妥当なものなのか、私は大きな疑問を抱いております。

今回の引上げ理由として、人事院勧告や一般職との均衡が挙げられています。しかし、人

事院勧告は労働基本法が制約されている一般職職員に対する制度であり、政治的責任を負う特別職にそのまま当てはめるものではありません。特別職は、成果と責任によって評価される存在であり、制度的な自動連動によって処遇を引き上げる性質のものではないはずです。

お隣の盛岡市においては、市民生活の実態を重く受け止め、加えて財政状況を踏まえ、期末手当の引上げを進めるには市民生活への配慮が欠けているとの指摘、反発を意識して議案を取り下げたという可能性があります。このことは、町民生活の実態と、いつも町財政が厳しいと言っている矢巾町にも少なくとも当てはまるのではないのでしょうか。

物価上昇が続き、町民生活が厳しさを増している中で、町政のトップである特別職のボーナスを引き上げる、その姿を町民がどう受け止めるのか、私は町政への信頼を高めるどころか、かえって不信を拡大させる危険性が高いと考えます。今は、まず特別職自らが身を削って覚悟を示すべきときであるはずです。

さらに、本町には矢巾町特別職報酬等審議会条例が存在します。同条例第2条には、町長は議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものと明確に規定されています。この条例は、あくまでも町長及び副町長の給料であって、期末手当には当たらないという主張もありますが、これは詭弁であります。期末手当も町長らの給料であり、つまり原資は町民に納めていただいた大事な大事な税金であって、1円たりとも町民に有効な使い方をしていかなければならないものであります。

そして、条例で用いられているあらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするという文言は、単なる裁量規定ではなく義務規定であると解釈するのが自然であります。この審議会の意見を經ないまま特別職の期末手当の引上げを進めるのであれば、それは条例の趣旨を軽視するものであり、手続の正当性に重大な疑義が生じます。

特別職の処遇は、町政運営の成果と町民の納得があって初めて認められるべきものであります。町民が生活の苦しさを感じている中で、トップ自らがボーナスを引き上げる判断は、政治的にも臨時的にも慎重さを欠いていると言わざるを得ません。

以上の理由から、本議案を町民感情に反し政治的自制を欠き、さらに制度的な正当性にも重大な疑問を残すものであります。

よって、私は議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について断固として反対するものであります。

議員各位におかれましては、権限を持つ側こそ最も厳しく律されるべきであるという原点

に立ち返り、町民のための判断を下していただくことを強く求め、私の反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 次に、賛成討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） なければ、反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） なければ、討論をこれで終わります。

採決に入ります。

議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

村松信一議員。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和7年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。特別職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を年間3.45か月分から3.5か月分に引き上げる改定を行うものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この期末手当引上げを町民に説明はしたのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 一応しておりません。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） つまり、町民には何も説明はないということで上げるということよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） そのとおりであります。これまでも国を参考にして追従してきたものであります。人事院勧告は、経済の状況などを勘案して反映しているものと認識しておりますので、今回は上げるということですが、下げる場合もあります。その時々々の経済状況に応じて反映しているものと認識しておりますので、今回は上げるということになります。

以上です。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

昆秀一議員。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について明確に反対の立

場から討論いたします。

本発議案は、矢巾町議会議員の期末手当、いわゆるボーナスを引き上げるための議案であります。まず、率直に申し上げます。この議案について、町民のどれだけの方が事前に知らされ、そしてそれでも賛成だと言ってくくださるでしょうか。私は、その問いに正面から答えられる状況に今の議会があるとは到底思えません。

議員の報酬や手当は、議会にとって最も厳しい自己規律が求められる分野であります。にもかかわらず町民への十分な説明もなく、合意形成の努力も見えないまま議員自らのボーナスを引き上げる、その姿を町民はどのような思いで見るとでしょうか。私は、深い失望と不信を招くのではないかと強い危惧を抱いております。

今回の引上げ理由は、人事院勧告によるものだと言います。しかし、人事院勧告は労働基本権が制約されている一般職職員に対する代替措置として設けられている制度であります。議会議員は、その対象ではありません。人事院勧告があるからといって、議員の期末手当まで当然のように引き上げなければならないという論理は一切成り立ちません。

むしろ問題なのは、議員自らが自分たちの期末手当を自分たちだけで決めてしまうという事実であります。これは、制度上許されているから問題ないという話ではありません。政治に求められているのは、できるかどうかではなく、すべきかどうかであります。このタイミングで議員が自らボーナスを引き上げることが果たして政治的に正しい判断なのか、その問いから逃げることはできません。

議員報酬の原資は、言うまでもなく町民の皆様に納めていただいた税金であります。物価上昇が続き、生活に不安を抱く町民が増えている中で、議員の期末手当を引き上げる、そのことに対して町民が納得し理解を示してくださるとは、私には到底思えません。今は、議員こそが身を削り我慢を示すべきときであります。それが政治への信頼をつなぎ止める最低限の姿勢ではないでしょうか。

さらに申し上げれば、議員報酬全体については、現在特別委員会で審議されている最中であり、町民の理解を得ながら、時間をかけて慎重に議論するテーマが、まさにそこにあります。その前段で、期末手当だけを先行して引き上げるという判断は、議会の姿勢として一貫性を欠いていると言わざるを得ません。

また、本町には矢巾町特別報酬等審議会条例があります。同条例第2条では、町長は議会の議員の議員報酬の額等に関する条例を提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとするとはっきりと明記されています。ここに書かれているのは、聞くことがで

きるではありません。聞くものとするであります。これは、義務規定であると解釈するのは当然であり、この手続を経ないまま進めるのであれば、条例の趣旨を踏みにじる行為であります。

この条例は、あくまでも議会の議員の議員報酬の額等であって、期末手当に当たらないという主張もありますが、これは詭弁であります。期末手当も議会の議員の議員報酬の額等の「等」に含まれているものであり、つまりは原資は町民に納めていただいた大事な大事な税金であります。1円であっても町民に有効な使い方をしていかなければならないものであります。議会は、自ら定めたルールを自らが最も厳格に守らなければなりません。それができないのであれば、議会が町民に対して規律や責任を語る資格はありません。

以上の理由から、本発議案は、町民目線を欠き、政治的自己抑制を失い、さらには制度的な正当性にも重大な疑問を残すものであります。よって、私は発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、断固として反対するものであります。

議員各位におかれましては、議会のためではなく、町民のための議会とは何かをいま一度胸に手を当てて考えていただくことを強く求め、私の反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 反対討論でありましたけれども、賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 反対討論はなしでよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第3号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第3号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第3号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の物価高対応子育て応援手当事業費補助金、15款県支出金の生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金を新設補正し、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、人事院勧告に基づき、人件費に係る予算を補正するほか、2款総務費の公共交通事業、3款民生費の障害福祉総務事業、老人福祉総務事業及び児童行政事業、4款衛生費の保健衛生総務事業、10款教育費の教育振興総務事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,681万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億7,890万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 議案第3号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、11ページをお開きください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、項の補正額1億1,548万7,000円。説明欄でございますとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、物価高対応子育て応援手当事業費補助金は、国の補正予算に伴うもので、2款、3款、4款、10款の事業に充当するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、項の補正額595万円。説明欄でございますとおり、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金につきましては、一般会計の7号補正で計上いたしました、いわゆる福祉灯油事業に充当するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、項の補正額2,537万4,000円。財政調整基金からの繰入れて

ございます。これに伴いまして、基金残高は9億6,393万7,000円となります。

次に、15ページをお開きください。歳出でございます。提案理由にもございましたとおり、主なものといたしまして、給与費の補正につきましては、人事院勧告による給与改定に伴うものでございます。そのほか、国の補正予算に伴う物価高騰対策が主なものとなります。

1 款議会費、1 項議会費、項の補正額184万5,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、次ページをお開きください。項の補正額584万4,000円。主なものといたしまして、右の説明欄でございますが、公共交通事業者物価高騰対策支援給付金となります。

2 項徴税費、項の補正額447万円。

3 項戸籍住民基本台帳費、項の補正額184万円。

次ページに参ります。4 項選挙費、項の補正額30万円。

5 項統計調査費、項の補正額30万8,000円。

6 項監査委員費、項の補正額32万9,000円の減。

3 款民生費、1 項社会福祉費、次ページをお開きください。主なものといたしまして、説明欄でございますとおり、障害者福祉施設等物価高騰対策支援給付金、それから高齢者福祉施設等物価高騰対策支援給付金が主なものでございます。次ページに移ります。項の補正額903万6,000円。

2 項児童福祉費、項の補正額8,721万7,000円。主なものといたしまして、物価高対応子育て応援手当補助金が主なものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、次ページをお開きください。項の補正額2,273万9,000円、主なものといたしまして、医療施設等物価高騰対策支援給付金がございます。それから、次の行でございますけれども、成人検診事業の増ということで健康教育用備品購入費は、民間企業からの健康増進に資するものに活用してほしいとの寄附がございまして、それにより骨密度測定器を購入しようとするものでございます。

2 項環境衛生費、項の補正額35万円。

5 款労働費、1 項労働諸費、項の補正額2万4,000円の減。

次ページに参ります。6 款農林水産業費、1 項農業費、項の補正額284万8,000円。

2 項林業費、項の補正額5,000円。

次ページに参ります。7 款商工費、1 項商工費、項の補正額188万7,000円。

8 款土木費、1 項土木管理費、項の補正額28万円。

2 項道路橋梁費、項の補正額304万9,000円の減。

次ページに参ります。4 項都市計画費、項の補正額155万6,000円。

5 項住宅費、項の補正額71万9,000円。

9 款消防費、1 項消防費、項の補正額189万9,000円。

10 款教育費、1 項教育総務費、次ページをお開きください。項の補正額228万6,000円。主なものといたしまして、私立学校等物価高騰対策支援給付金となります。

2 項小学校費、項の補正額40万8,000円。

3 項中学校費、次ページに参ります。項の補正額106万5,000円。

4 項社会教育費、項の補正額260万2,000円。

5 項保健体育費、項の補正額70万9,000円。

以上で議案第3号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 18ページの障害者福祉施設物価高騰対策支援給付金と高齢者福祉施設等物価高騰対策支援給付金についてですけれども、全協で説明がありました。数字のほうは、そのままの額が載っているのですけれども、これはちゃんと精査した結果、そのようになったのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

数字のほうは、精査をしております。金額については、漏れないようにということもございまして、最大でこのぐらいあれば給付に問題がない金額ということを見越して、この予算をお願いしているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今健康長寿課のほうから説明があったのですけれども、障がいとのダブリというのもちゃんと精査した結果ということによろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えいたします。

給付に当たりましては、重なりがないように給付をいたしますので、その部分については問題なく給付を行うということになりますし、先ほども申し上げましたとおり、予算については不足があってはなりませんので、そういったことがないように最大でこのくらいは必要かなというところで一旦は予算をお願いしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第3号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第4号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第9 議案第5号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第 8、議案第 4 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、日程第 9、議案第 5 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について、この 2 議案は関連がありますので、会議規則第 37 条の規定により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第 8、議案第 4 号から日程第 9、議案第 5 号までの 2 議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました 2 つの会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、議案第 4 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。資本的収入及び支出のうち、支出の 1 款資本的支出の建設改良費を 6 万 3,000 円増額補正し、総額を 7 億 1,269 万 9,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 5 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の 1 款公共下水道事業費用の営業費用を 43 万 1,000 円増額補正して総額を 8 億 4,307 万 7,000 円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の 1 款公共下水道資本的支出の建設改良費を 279 万円増額補正して、総額を 6 億 1,025 万 1,000 円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） 議案第 4 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は補正予算明細書で行いますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第 4 号）について、款、項及びその詳細を説

明いたします。

資本的収入及び支出の支出です。1款資本的支出、補正予定額6万3,000円、1項建設改良費同額です。内容につきましては、手当の補正であり、人事院勧告に倣って勤勉手当6万1,000円、また通勤手当を2,000円、計6万3,000円の増額となります。

以上で議案第4号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 5号も一緒に。

○上下水道課長（吉岡律司君） 失礼しました。議案第5号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は補正予算明細書で行いますので、6ページ、7ページをお開き願います。令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第4号）について、款、項及びその詳細を説明いたします。

なお、収益的支出、資本的支出、いずれも職員給与費の補正となります。

初めに、資本的収入及び支出の支出です。1款公共下水道事業費用、補正予定額43万1,000円、1項営業費用同額です。内容につきましては、人事院勧告に倣って給料を16万4,000円、また別に手当不足額の調整といたしまして、寒冷地手当6万7,000円、時間外勤務手当20万円、計26万7,000円、それぞれ増額となります。

次に、資本的収入及び支出の支出です。1款公共下水道資本的支出、補正予定額279万円、1項建設改良費同額です。内容につきましては、給料207万9,000円は、令和7年10月1日付で行われました人事異動による職員配置に合わせたものとなります。また、順番が前後しますが、法定福利費の58万円も同様となります。手当につきましては、人事院勧告に倣って期末手当5万円、勤勉手当4万円、不足額の調整として寒冷地手当4万1,000円、計13万1,000円の増額となります。

以上で議案第5号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。日程第8、議案第4号から日程第9、議案第5号までの補正予算2議案については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
採決に入ります。

議案第4号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算(第4号)についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長(廣田清実議員) 再開いたします。

---

日程第10 矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件について

○議長(廣田清実議員) 日程第10、矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件につ

いてを議題といたします。

本件については、8番、小川文子議員の一身上に關することでありまゝので、地方自治法第117条の規定により、小川文子議員の退場を求めまゝ。

(8番 小川文子議員 退場)

○議長(廣田清実議員) 本件は、矢巾町議會議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づく審査請求が令和7年10月31日付で提出されたことを受け、令和7年11月4日開催の令和7年矢巾町議會議定例会11月會議において、政治倫理審査に關する特別委員會を設置し、審査を付託したものでありますが、このたび審査が終了し、審査報告書が當職のもとに届いておりまゝので、これを議題といたします。

政治倫理審査に關する特別委員會委員長の報告を求めまゝ。

赤丸秀雄政治倫理審査に關する特別委員長。

(政治倫理審査に關する特別委員會委員長

赤丸秀雄議員 登壇)

○政治倫理審査に關する特別委員會委員長(赤丸秀雄議員) 審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきますが、今回文書が3枚半にわたることから少々長くなりますが、ご了解いただきたいと思ひまゝ。

令和8年1月6日、矢巾町議會議長、廣田清実様。

政治倫理審査に關する特別委員會委員長、赤丸秀雄。

政治倫理審査に關する特別委員會審査報告書。令和7年矢巾町議會議定例会11月會議において付託を受けた事件の審査が終了したので、これまで行ってきた審査の経過と併せ、矢巾町議會議會議規則第77条の規定により、下記のとおり報告しまゝ。

記。1、付託事件。矢巾町議會議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づく審査請求事件。

2、審査請求年月日。令和7年10月31日。

3、審査請求者。矢巾町議會議員村松信一、同水本淳一、同高橋敬太、同吉田喜博、同高橋安子、同昆秀一。

4、審査対象議員。矢巾町議會議員小川文子。

5、政治倫理基準に違反する事実。令和7年矢巾町議會議定例会9月會議における令和6年度各會計決算に対する反対討論の発言において、議長の注意を無視した発言、また町長のパワハラ、職員が虚偽発言したなど、根拠、裏づけに乏しい発言。

6、審査経過。本件については、令和7年10月31日に矢巾町議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づく審査請求が議長宛てに提出され、同条例第10条第3項の規定により、議会運営委員会を経て、議長と審査対象議員を除く議員全員を委員とする政治倫理審査に関する特別委員会を設置し、付託の上審査することとなったことから、11月4日開催の矢巾町議会定例会11月会議において本特別委員会を設置し、付託を受け審査を行ってきたものである。

付託を受けてから本日までの間、特別委員会6回、幹事会1回をそれぞれ開催し、12月8日に開催した第5回目の委員会においては、審査対象議員から弁明を聞いた上で、本事件に対して条例第5条各号の政治倫理基準違反に該当するか協議した。

これまでの審査経過は、次のとおりであります。令和7年11月4日火曜日、第1回特別委員会開催。特別委員会委員長、副委員長を互選。委員長に赤丸秀雄、副委員長に谷上知子を選任。

令和7年11月13日木曜日、第2回特別委員会開催。幹事の選任と審査請求の論点整理、今後の進め方についての協議、幹事として高橋恵委員、横澤駿一委員、小笠原佳子委員を選任し、正副委員長と合わせて5名といたしました。

令和7年11月20日木曜日、第1回特別委員会幹事会開催。審査請求の論点整理、今後の進め方についての協議、また委員から本事件に対して届いた意見の集約。

令和7年11月21日金曜日、第3回特別委員会開催。取組内容の確認及び今後の方向性と進め方について協議、条例の第5条各号に示す政治倫理基準に違反のおそれのある審査対象として、論点を以下のとおり整理。①、町長へのプライバシーを言及した第5条第10項（嫌がらせ、強制、セクシャルハラスメント、そのほか人権侵害のおそれのある行為をしないこと。）②、議長の再三の発言制止を無視して答弁を行った。第5条第1項（町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。）③、決算事項とは関わりのない発言を行った。（パワハラ、職員の早期退職など）第5条第1項と第10項。④、職員の虚偽発言を断定した発言を行う。第5条第1項と第10項。

令和7年12月2日火曜日、第4回特別委員会開催。今後の進め方について協議。弁明の機会を12月8日月曜日設けることの確認。

令和7年12月8日月曜日、第5回特別委員会開催。このときは採決の結果、秘密会として開催しました。審査事案に対する対象議員からの弁明。弁明を聞いた後、政治倫理基準に対する抵触、条例第11条の措置について協議。

令和7年12月24日水曜日、第6回特別委員会開催。審査報告について協議。

7、審査結果。1)、政治倫理基準違反の存否。本特別委員会では、付託された政治倫理基準に違反する事実として挙げられた審査対象議員の発言について、第3回目の特別委員会で論点を4項目に整理して、条例第5条各項に掲げる政治倫理基準に抵触するかの審査を行った。

第5回目の特別委員会においては、審査対象議員の弁明の機会を設け、引き続き協議を行い、最終的に論点として挙げた各項目に関し採決を行った。

1項目めの「町長へのプライバシーを言及した」件については、第5条第10項。

2項目めの「議長の再三の発言制止を無視して答弁を行った」件については、第5条第1項対象とし、政治倫理基準違反の有無の判断を協議し、審査対象議員からも弁明の余地がない旨の発言もあり、全会一致で政治倫理基準に違反するという認識が確認された。

3項目めの「決算事項とは関わりのない発言を行った（パワハラ、職員の早期退職）」の件については、当委員会においては発言した内容の事実確認まで踏み込むべきものではないことから、その内容が発言者が関係するとの主観で発言したと主張する以上、決算に関する反対討論として関連性なしとまでは断言できず、「品位及び名誉を損なうような行為を慎む」ものに該当するか判断が難しいとの意見もあった。採決の結果、条例第5条第1項の政治倫理基準に違反するとの意思表示は7名で少数、同じく条例第5条第10項の政治倫理基準に違反するとの意思表示は6名であり、過半数に達しなかった。

4項目めの「職員の虚偽発言を断定した発言を行う」件については、条例が発言に関して細部まで規定した条文となっていない以上、本委員会で審査できないとの意見がある一方、確認が取れていない発言自体は、条例第5条第1項の「品位及び名誉を損なうような行為」に該当するとの意見もあり、採決の結果、条例第5条第1項の政治倫理基準に違反するとの意思表示は10名で多数。条例第5条第10項の政治倫理基準に違反するとの意思表示は6名で過半数以下であり、条例第5条第1項の点で政治倫理基準に違反との結果となった。

以上から、本件における審査の結果、違反の事実として「町長へのプライバシーを言及した」ことに関し第5条第10項、「議長の再三の発言制止を無視して答弁を行った」こと及び「職員の虚偽発言を断定した発言を行う」ことに関し第5条第1項の政治倫理基準に違反が認められたことから、本特別委員会としては政治倫理基準に違反する事実があったと結論づけるものであります。

なお、「決算事項とは関わりのない発言を行った」件に対して、政治倫理基準違反との判

断に至らなかったことは、その対象となる発言内容について本委員会が事実であったと結論づけるものではないことを申し添えます。

2)、条例第11条第1項による必要な措置について。政治倫理基準違反が存在すると特別委員会で結論づけたことから、併せて本会議で議決した場合の条例第11条第1項による必要な措置について協議を行った。

委員大半の意見は、条例第11条第2項のうち第1号「議長の注意喚起」か、第2号「議場における謝罪文の朗読」が相当の意見であり、改めて措置について採決をとった結果、「議長の注意喚起」が2名、「議場における謝罪文の朗読」が13名という結果から、本特別委員会としては、条例第11条第1項による必要な措置について、同条第2項第2号の「議場における謝罪文の朗読」が相当として結論づけるものであります。

以上、特別委員会の報告といたします。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

本件に対する質疑は、政治倫理審査に関する特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論はないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） なければ、賛成討論。

昆秀一議員。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、本件矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件について賛成の立場ではありますが、重要な留保を付しての賛成討論といたします。

本件は、矢巾町議会議員政治倫理条例第5条第10号、すなわち嫌がらせ、強制、セクシャルハラスメント、その他人権侵害のおそれのある行為をしないことへの抵触の可能性があるとして審査請求がなされたものであります。

したがって、特別委員会における審査の対象は、あくまでも同号への抵触の有無に限定されるべきであり、請求理由に含まれない発言全般を網羅的に評価、断罪する場ではないと考

えます。

また、特別委員会での審査結果の4項目のうち、1項目め、2項目めについては本人も認めているところから異論はないものの、4項目めの職員の虚偽発言を断定した発言を行う件については、委員会では事実確認まで踏み込むべきではないとのことで虚偽か虚偽でないかを判断できないとのことであります。そのことから、この発言が倫理条例第5条第1号、品位及び名誉を損なうような行為に抵触するものとはならないと考えます。

一方で、当該議員の一連の発言を通覧すると、条例第5条第10号への該当性とは別次元で議員としての規律、さらには議会の品位の保持という観点から看過できない発言が含まれていたことも否定できません。本来であれば、地方自治法に基づく懲罰事犯として整理される性質の事案であった可能性もあると考えます。

しかしながら、実際には懲罰動議が提出されず、正式な懲罰手続に至らなかった以上、特別委員会が、その点にまで踏み込むことは制度上の限界を超えるものであり、やむを得ない判断であったとも言えます。

以上を踏まえますと、議会事務局から提出された議事録等についても、その全体を本委員会で精査、評価することは、審査請求の趣旨及び条例上の権限を逸脱するおそれがあり、条例第5条第10号への抵触の有無に絞って審査、措置を行うべきであったと考えます。

そして重要なのは、本来この政治倫理条例と議会内の発言の間には、構造的なそごがあるということです。今回の審査過程及びその結論に通じて、私は一つの根本的な課題を感じました。それは、政治倫理条例が議会内発言という行為類型に対して、必ずしも十分にかみ合っていないのではないかという点であります。議会内の発言については、地方自治法及び会議規則に基づき、言論の自由が強く保障されている一方で、秩序や品位を欠く場合には、懲罰制度によって対処する仕組みが設けられています。

一方、政治倫理条例は、本来議員の行為全般に対する倫理的規範として制定されたものであり、必ずしも議会内発言を主たる対象として設計されているものではありません。

その結果として、今回のように倫理的には問題があると感じられる発言であっても、懲罰に該当するには至らず、かといって政治倫理条例でも十分に扱い切れないという、言わば制度のはざまに落ち込む事案が生じているのではないかと考えます。

この状況は、特定の議員個人の問題にとどまるものではなく、議会全体の制度設計の問題であり、町民から見れば、結局議会は自らの問題を十分に検証できていないのではないかと、この不信感につながりかねません。

私は、今回の審査結果そのものについては、現行制度の枠内における判断として理解する立場ではあります。しかし同時に、今回の事案を通じて明らかになった政治倫理条例と議会内発言とのそごについては、今後議会として正面から向き合う必要があると考えます。

具体的には、議会内発言であっても、人権侵害やハラスメントのおそれが指摘される場合に、どの制度でどのように検証し、どのような再発防止措置を講ずるのか、その整理が十分になされていないのです。条例の見直し、あるいは運用指針やガイドラインの整備など、議会の自浄作用を実効あるものとするための検討が求められていると考えます。

ただし、ここで強調しておきたいのは、その他の問題発言をなかったことにしてよいのかという課題であります。議会は自らを律する責務を負う機関であり、その自浄作用が十分に機能しているかどうかは、町民から常に厳しく見られております。本件を契機として、政治倫理条例の規定の在り方や倫理審査と懲罰制度との関係、さらには発言に対するチェック体制や再発防止の仕組みについて、今後議会として真摯な検討を行う必要があることを強く指摘しておきたいと思えます。

以上の理由から、私は本件審査結果については、一定の理解は示しつつも、本件を単なる一事案として終わらせるのではなく、議会の在り方を問い直す契機とすることこそが町民の信頼に応える道であることを申し添え、議会の責任と今後の課題を明確にする立場から、一部賛成討論といたします。

- 議長（廣田清実議員） ちょっとすみません。討論とは、条件付討論はあり得ない。それから、ある部分では賛成である、ある部分は反対であるという討論はあり得ないという部分が議員必携にありますので、今の部分は賛成討論なのか。今のは、賛成討論ですか、反対討論ですか。一部条件付の賛成討論ですよ。

（何事か声あり）

- 議長（廣田清実議員） いや、言っていないけれども、内容はそうです。ここに対しては賛成であるけれども、ここに対しては、そこまで言っていないものかという部分の反対、条件付の討論ではないのですか。そこをちょっとまず確認しますけれども。

まず、いずれ部分的な部分で、ここは賛成、ここは反対という部分の討論はあり得ないということは、理解していただきたいと思えます。

（何事か声あり）

- 議長（廣田清実議員） でも、この部分については、この部分に対しては……

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） 反対とはしていないけれども、内容は反対ではないですか。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） そうですか。

討論の中で疑問を投ずるということもあり得ない部分でありますので、考えていただきたいと思います。条件付の討論としか考えられない討論でありましたので、そこも今後議運のほうで検討していただければと思います。

その他反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。矢巾町議会議員政治倫理条例第10条第1項により、政治倫理基準違反の存否について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、政治倫理基準に違反ありでありました。

お諮りいたします。本件は、政治倫理基準違反であると決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、本件は矢巾町議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準に違反するものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開はブザーにてお知らせいたします。

午前11時30分 休憩



令和8年矢巾町議会定例会1月会議議事日程（第2号）

令和8年1月6日（火）午前11時31分開議

議事日程（第2号）

第1 矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君
健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭課	村 上 純 弥 君

産業観光課長 村井秀吉君  
農業委員会  
事務局長 細越一美君  
会計管理者  
兼出納室長 水沼秀之君  
学校教育課長  
兼学校給食  
共同調理場所長 高橋雅明君  
代表監査委員 高橋憲康君

道路住宅課長 田口征寛君  
上下水道課長 吉岡律司君  
教育長 岡田秀二君  
文化スポーツ  
課長 高橋保君  
農業委員会  
会長 佐藤俊孝君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君  
主任主事 渋田稀結君

議会事務局長  
補佐 千葉欣江君

---

午前 11 時 31 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

---

議事日程の追加

○議長（廣田清実議員） ここで日程を追加し、議事を進行いたします。

---

日程第 1 矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置について

○議長（廣田清実議員） 日程第 1、矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置についてを議題といたします。

休憩前に、日程第10、矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件についてに関し、矢巾町議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準に違反するものと決定したことから、日程を追加し、同条第11条第1項による必要な措置についてを議題といたします。

先ほどの委員長の報告があるとおり、必要な措置については、政治倫理審査に関する特別委員会で審議を尽くしておりますので、本件に関する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。矢巾町議会議員政治倫理条例第11条第1項の規定により、必要な措置について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、同条第2項第2号による議場における謝罪文の朗読であります。

お諮りいたします。本件に関する必要な措置として議場における謝罪文の朗読と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、本件に関する矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置は議場における謝

罪文の朗読と決定いたしました。

ここで8番、小川文子議員の入場を許します。

(8番 小川文子議員 入場)

○議長(廣田清実議員) ここで小川文子議員に申し上げます。

本日決定いたしました矢巾町議会議員政治倫理条例第10条第1項による政治倫理基準違反の存否の確認、同条第11条第1項による必要な措置についてお伝えいたします。

同条第10条第1項による政治倫理基準違反の存否確認は、政治倫理審査に関する特別委員会の審査報告で委員長が申し上げたとおり、政治倫理基準違反であると決定いたしました。

それに伴う同条第11条第1項による必要な措置については、議場における謝罪文の朗読と決定しました。

以上のことから、小川文子議員に対し必要な措置として決定しました議場における謝罪文の朗読を求めます。

小川文子議員。

(8番 小川文子議員 登壇)

○8番(小川文子議員) 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。謝罪文の朗読をいたします。

9月会議の反対討論における私の発言に対して、政治倫理審査に関する特別委員会の決定が下されたことを真摯に受け止めるものであります。

町長の個人情報、プライバシーに関わる発言について、大変申し訳なく深くおわび申し上げます。

また、議長の再三の制止に従わず無視したことは、議長の議場整理権は重いものであり、議員として大いに反省することでありました。

今後事実確認に基づく発言に徹するよう努めるとともに、これらの反省を教訓として、議員としての責務を果たせるように精進してまいります。

2026年1月6日、矢巾町議会議員、小川文子。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長(廣田清実議員) 以上で矢巾町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件に関する審査は終了いたしました。

なお、同条例第11条第5項により、それは議長は1項目の規定による議決にあったときは、議会の品位及び名誉を守り、かつ町民の信頼を回復するために必要な措置をするということ

で行っております。小川文子議員につきましては、今回の審査結果を真摯に受け止め、議員としての発言に留意し、今後の議会活動に努められるように申し添えます。

また、私も含めここにおられる矢巾町議会議員の皆様におかれましても、町民の代表として求められる倫理観を認識し、自己の発言に責任を持ち、襟を正して議会活動に取り組みますよう併せて申し添えます。

あわせて、これをもちまして政治倫理審査に関する特別委員会は、付託した審査の終了により消滅する旨をお知らせいたします。

---

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和8年矢巾町議会定例会1月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前11時40分 散会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員